平成２８年（フ）第１５９号
新潟市北区太夫浜1694番地28
債務者　金持　真二
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６３号
新潟市東区太平３丁目８番地13
債務者　笠巻　　聡
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８８号
新潟市西区寺尾前通２丁目４番地13　レジデンス寺尾202
債務者　横木喜代美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１４号
岐阜県美濃市1314番地４
債務者　上山　善雄
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８６０号
愛知県豊明市二村台７丁目６番地16　双峰マンション101号
債務者　岩下ちひろ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７号
三重県鈴鹿市秋永町627番地の１、住民票上の住所愛知県名古屋市瑞穂区下坂町３丁目27番地（平和寮）
債務者　赤木　亮介
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８８号
滋賀県彦根市芹川町1447番地　県営芹川２号棟18号室、住民票上の住所滋賀県彦根市長曽根南町448番地10（１－１号）
債務者　櫻田　直子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第９５号
兵庫県伊丹市西台３丁目４番８－403号
債務者　中田　幸代
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
兵庫県姫路市林田町下構182番地　市営下構住宅３棟302号
債務者　井崎　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６４号
奈良県桜井市大字慈恩寺953番地の２
債務者　西浦　眞次
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５７号
奈良県香芝市鎌田285番地３
債務者　福井　博美（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠132番地の19、前住所奈良県生駒市西旭ケ丘13番46号　グランヒルミワＢ201
債務者　草水　亮太
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
奈良県御所市大字柏原1569番地
債務者　中井戸晋二
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
奈良県御所市大字柏原1569番地
債務者　中井戸玲子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
鳥取県倉吉市西福守町803番地３　福守第一団地３－302（旧住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束478番地８）
債務者　石丸　　浩
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第３３５号
広島市安佐北区落合２丁目38番５－204号
債務者　社田　元典
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５８号
広島市東区戸坂大上３丁目１番12―102号
債務者　土井　舞子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部